

## 綾瀬市私道の補修に伴う原材料支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全の確保と市民の利便の向上を図るため、現に一般の通行に供されている私道を応急的に補修しようとする者に予算の範囲内において市が原材料を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路及び公法人により道路として一般の用に供されている道路をいう。

(2) 私道 前号に規定する道路以外の道路をいう。

### (補修の範囲)

第3条 この要綱による原材料の支給の対象となる補修の範囲は、次のとおりとする。

(1) 舗装道の穴

(2) 砂利道のくぼみ

### (支給原材料)

第4条 この要綱により支給する原材料は、次のとおりとする。

(1) アスファルト合材

(2) 砂利

### (支給要件)

第5条 原材料は、次の各号の要件を具備する場合に支給する。

(1) 幅員1.8メートル、延長20メートル以上であること。

(2) 起点又は終点が公道に接続していること。

(3) 築造後5年以上経過していること。

(4) 賃貸住宅、社宅、工場等の敷地内でないこと。

(5) 広く生活道路として利用されているもので、利用戸数が5戸以上あること。

(6) 土地所有者及び利害関係人の同意が得られていること。

### (支給の申請)

第6条 原材料の支給を受けようとする者は、原材料支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 位置図(1,000分の1程度)

(2) 見取り平面図(300分1程度)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、当該私道の実態を調査したうえ、その適否を決定し、原材料支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、支給を決定する場合において、特に必要があると認めるときは条件を付することができる。

(支給原材料の返還)

第8条 原材料の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、余剰の支給原材料があつた場合は、直ちに市長に返還しなければならない。

(維持管理)

第9条 受給者は、支給原材料により補修された私道の機能を損なわないように適正に維持管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和61年9月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

原材料支給申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話

原材料支給を次のとおり申請します。

なお、補修に係る紛争については、申請者において一切の責任を負うことを誓約いたします。

補修箇所	綾瀬市 道路幅員( ) m 延長( ) m
申請原材料	アスファルト合材( ) kg 砂利( ) m <sup>3</sup>
原材料支給希望年月日	年 月 日
添付書類	位置図 1/1,000程度 見取り平面図 1/300程度

上記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	支給する	支給しない
調査結果	幅員1.8m以上 延長20m以上 築造後5年以上 賃貸住宅、社宅、工事等の敷地外 公道接続 利用戸数5戸以上 土地所有者及び利害関係人の同意	
	決裁欄	起案 年月日 . .
		決裁 年月日 . .

印以下は記入しないでください。

第2号様式(第7条関係)

原材料支給決定通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった原材料支給について、次のとおり決定したので通知する。

決定区分	支給する	支給しない
補修箇所	綾瀬市	
支給原材料	アスファルト合材( ) kg	砂利( ) m <sup>3</sup>
原材料支給 年 月 日	年 月 日	
条 件 指 示 事 項 理 由		

原 材 料 受 領 書

年 月 日

綾瀬市長 殿

受領者 住 所  
氏 名 印

原材料を次のとおり受領しました。

記

受領年月日	年 月 日	
受領原材料	アスファルト合材	kg
	砂 利	m <sup>3</sup>